

2015年12月11日

全国信用組合中央協会
会長 渡邊 武 殿

全国金融労働組合連合会
中央執行委員長 中島康隆

要 請 書

貴職のご活躍に敬意を表しますとともに、日頃のご協力に感謝申し上げます。

金融労連は、9月12日～13日の2日間、第10回定期全国大会を東京都内で開催し、2016年度の運動方針等を決定しました。

私たちは、労働者の生活と権利を守り、地域金融機関が健全で民主的に発展することをのぞむ立場から、貴協会が次の事項の実現に向けて努力されるよう要請いたします。

記

1. 年末は過当競争が激化し、繁忙期を理由とした不払い残業が増え、休日出勤も懸念されます。賃金不払い残業などの法違反をなくすことはもとより、年末・年始の労働強化をなくすため、12月30日（水）は原則として定時退社とし、12月31日（木）～1月3日（日）は完全休業とするよう会員金融機関に注意喚起すること。また12月30日の休日化実現を関係当局に働きかけること。
2. 顧客サービスの低下を招く地域金融機関の合併再編を行わないこと。
3. 金融リスク商品については、無理な勧誘につながる従業員へのノルマ（目標）販売をやめ、金融商品取引法を遵守すること。
4. 急増する過労死やメンタル不全などを防ぐため、長時間過密労働やパワーハラスメント等の解消をすすめ、労働者の心身両面にわたる健康保持を具体的に図ること。
5. 2013年4月から報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられ、2016年4月からは62歳になるまで無年金という事態が生まれます。しかしながら業界内では、ほとんどの所で、60歳定年を延長することなく、賃金は従来の年金一部支給を理由とした大幅賃下げのまま放置されています。定年再雇用の選別基準の廃止はもとより、少なくとも年金支給時期までの定年延長と60歳時の賃金水準の保障、定年再雇用者に対する正社員との差別待遇の改善等を図られるよう会員金融機関を指導すること。
6. 時代の流れに逆行する就業時間の延長をやめるとともに、総実労働時間の短縮に向けた具体的な施策を進めるよう指導すること。
7. 労働安全衛生法改正によって、本年12月から事業者に実施が義務付けられるストレスチェックに関して、個人情報保護を徹底し、人事考課に反映させるようなことのないよう徹底を図ること。
8. 信用保証協会の保証率を引き下げるような制度見直しを行わないよう、業界として行政に働きかけること。
9. 大同信組（大阪）の試用期間を口実にした、新入職員に対する不当解雇を撤回するよう当該信組を指導すること。

以 上